

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年5月13日
【会社名】	オーストラリア・コモンウェルス銀行 (Commonwealth Bank of Australia ABN 48 123 123 124)
【代表者の役職氏名】	グループ財務担当業務執行ゼネラル・マネジャー (Executive General Manager, Group Treasury) テリー・ウィンダー (Terry Winder)
【本店の所在の場所】	オーストラリア、2000ニューサウス・ウェールズ州、シドニー、サセックス・ストリート201、タワー1、1階 (Ground Floor, Tower 1, 201 Sussex Street, Sydney, NSW2000, Australia)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 島崎 文彰
【代理人の住所又は所在地】	東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階 島崎法律事務所
【電話番号】	(03)5802-5860
【事務連絡者氏名】	弁護士 島崎 文彰
【連絡場所】	東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階 島崎法律事務所
【電話番号】	(03)5802-5860
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の内容】	
提出日	2017年5月31日
効力発生日	2017年6月8日
有効期限	2019年6月7日
発行登録番号	29 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額5,000億円
発行可能額	5,000億円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2019年5月13日(提出日)を含めて1日である。
【提出理由】	発行登録書において参照すべき旨が記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたことに伴い、「第二部 参照情報」の記述を訂正するため、本訂正発行登録書を提出するものである(訂正内容については、本文を参照のこと)。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1 【訂正内容】

訂正箇所には下線を付しております。

<訂正前>

第二部 参照情報

第1 参照書類

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 平成28年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

平成28年10月28日 関東財務局長に提出

事業年度 平成29年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

平成29年11月24日に関東財務局長に提出

事業年度 平成30年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

平成30年10月26日に関東財務局長に提出

2 四半期報告書又は半期報告書

中間会計期間（自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日）

平成29年3月31日に関東財務局長に提出

中間会計期間（自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日）

平成30年3月29日に関東財務局長に提出

中間会計期間（自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日）

平成31年3月29日に関東財務局長に提出

3 臨時報告書

1の有価証券報告書提出後、臨時報告書を平成29年1月18日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、臨時報告書を平成30年4月24日に関東財務局長に提出

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし

7 訂正報告書

該当事項なし

第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録書提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録書の提出日現在においても、当該事項にかかる発行者の判断に変更はない。

（後 略）

< 訂正後 >

第二部 参照情報

第1 参照書類

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

- 1 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度 2018年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）
2018年10月26日に関東財務局長に提出
- 2 四半期報告書又は半期報告書
中間会計期間（自 2018年7月1日 至 2018年12月31日）
2019年3月29日に関東財務局長に提出
- 3 臨時報告書
該当事項なし
- 4 外国会社報告書及びその補足書類
該当事項なし
- 5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類
該当事項なし
- 6 外国会社臨時報告書
該当事項なし
- 7 訂正報告書
訂正報告書（上記1記載の有価証券報告書の訂正報告書）を2019年5月13日に関東財務局長に提出

第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本訂正発行登録書提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本訂正発行登録書の提出日現在においても、当該事項にかかる発行者の判断に変更はない。

（後 略）